

老朽美浜3号機運転禁止仮処分 第5回審尋 報告

2022/07/13 山本雅彦

裁判長・再稼働前までは無理だが、できる限り早く決定を出す

運転開始から40年を超える関西電力の老朽美浜3号機で、私たちが運転差し止めの仮処分を求めている裁判の第5回審尋（審理）で、関電が今年6月、テロ対策施設の完成が早まったとして8月12日に送電を再開すると発表したことに対して井戸謙一弁護士は、関電側の代理人は、前回の審尋のときには分かっていたはずであり、背信的だと批判しました。そして裁判所に、「送電再開の前日までの11日までに決定を出してほしい。無理だとしても可能な限り早めてほしい」と要望しました。関電側は7月末に最後の主張書面を提出すると約束。裁判所は「11日までには無理だが、できる限り早く決定を出す」と回答したことから、8月末か9月初めに決定が出される見通しで、決定が出される一週間前に裁判所から連絡があるといえます。

規制委・バラツキ条項で窮地に陥った関電に助け船

審理で住民側は、6月8日に、原子力規制委員会が基準地震ガイドを改訂し、これによって、経験式に対するバラツキの考慮を求めていたのに、求める必要がなくなったことは、非常に不合理であると指摘。改訂前の基準地震ガイドは、不確かさを考慮すれば良いのであって、それに、さらにバラツキを考慮する必要はないという意味のことを書いていたが、今回の改訂は、バラツキの考慮という条文を完全に無くしてしまいました。新しいガイドでは、通常、経験式をもちいる場合、通常よく使われている経験式でない場合は、慎重に検討するように書かれています。逆に言えば、通常よく使われている経験式では、特に考慮を求める必要は無いこととなります。通常使われている経験式とは、原発の基準地震動を作成するための使われている松田式とか入倉・三宅式で、結果、この間私たちが、過小評価としてきた経験式を使っている限りでは、特段の考慮をする必要がないと明記したこととなります。これは、バラツキ条項で関電が窮地に陥ったら、バラツキ条項を無くすかたちで関電に助け船を出したもので、到底許されるものではありません。

美浜3号周辺に多数の活断層・「特別に考慮すべき」

次に住民側が特に重視する美浜3号の基準地震動策定の問題で、敷地近傍の活断層を特別に考慮していないことを指摘した書面を提出しました。これは、設置許可基準の解釈では、敷地近傍に活断層がある場合は特別な考慮をしなければならいと記載があります。美浜原発は東側1キロに白木-丹生断層があり、西側3キロにC断層（海底断層）があります。しかもC断層は東側に傾いているので、美浜3号の直下4キロに活断層があります。したがって私たちは、設置許可基準の解釈が求めている特別な考慮をするべき、と指摘しています。これに対し関電は、特別な考慮が必要なのは原発の敷地内に活断層がある場合か、原子炉建屋から250メートルの範囲内にある場合に限られると反論。美浜は1キロとか3キロとか離れているから特別な考慮をする必要はないといっています。

井戸弁護団長によると、規制委は、極近傍の解釈について、一度も具体的な数値は示してきませんでした。ところが今回、関電の主張立証によると、今年の5月、規制委の技術情報検討会において、原子力規制庁の役人が、「震源が敷地に極めて近い」とは「1km」だと説明しました。よって、活断層は、原子炉から1キロメートル以上離れていれば問題なしとなります。しかし反面、1キロは微妙で、白木-丹生断層と原発の距離は1キロもありません。丹生・白木断層は特別な考慮をすべきだとも解釈できることとなります。井戸弁護団長は、電力会社が訴訟で窮地に立たされると、規制委がこれを救うということがまた繰り返されたと指摘し、「けしからん」と批判しました。

C断層は特別考慮すべき活断層・関電の「反論しない」で期待持てる

最後に、今回の審理で期待することについて井戸弁護団長は、「C断層は原子炉の直下4キロにあり、まさに震源近傍で特別考慮すべき活断層だ。規制庁の役人は、地下にある活断層に言及していないし、関電はまったく考慮していないし、規制委員会も指示していない」と指摘。裁判官は、住民側の書面に反論がありますかと関電に質問しましたが、関電側はないと回答しました。井戸弁護団長は、この問題は今出ている主張立証に基づいて判断されるので大いに期待が持てるのではないかと述べました。